

**農業委員及び農地利用最適化推進委員
募集要項**

任期 (R8.7.20～R11.7.19)

大垣市農業委員会

大垣市農業委員会委員募集要項

農業委員会の委員（以下「農業委員」という）の任期満了にともない、推薦及び応募により次のとおり農業委員を募集します。

1 職務内容

毎月開催される農業委員会の総会にて、農地の権利移動及び農地転用の許可案件等を審議し、合議体としての決定行為を行います。また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進（農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動を行います。

その他、必要に応じ研修会等へも出席していただく場合があります。

令和7年3月に策定した地域計画に関する目標地図の見直しに向け、各地区の検討会において中心的な役割を担い、タブレット端末を活用した利用意向調査や、遊休農地の調査を行っていただきます。

2 募集人数 19人

3 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

4 身分及び報酬

大垣市の特別職の非常勤職員で、大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づき報酬を支給します。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市の職員である者
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 原則、大垣市に住所を有しない者

6 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 募集期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)

(2) 推薦及び応募に係る提出書類

- ① 個人が推薦する場合 農業委員会委員候補者推薦書（一般推薦書）
- ② 団体が推薦する場合 農業委員会委員候補者推薦書（団体推薦書）
- ③ 応募する場合 農業委員会委員候補者応募申込書

(3) 推薦及び応募方法

「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、締切日までに大垣市農業委員会事務局へ持参（平日8時30分～17時15分）又は郵送（締切日当日の消印有効）により提出してください。① 個人が推薦する場合（一般推薦書）につきましては、農業者その他の関係者3名以上が推薦してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

推薦及び応募に係る書類は、大垣市農業委員会事務局（市役所本庁舎6階）にて配布するほか、大垣市ホームページからもダウンロードできます。

7 農業委員候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者の総数が定数の19人を超えた場合、または市長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けて候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月中に本人宛に郵送通知します。

9 推薦・応募状況の公表

推薦・応募の状況は、募集期間の期間中及び期間終了後に、市のホームページ等で公表します。公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所（町名は公表）、生年月日、印影、連絡先を除くすべての事項が公表となります。

10 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

11 推薦及び応募の問い合わせ先

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市農業委員会事務局
電話（代表）0584-81-4111（内線2532、2533）（直通）0584-47-8614

大垣市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

農地利用最適化推進委員の任期満了にともない、推薦及び応募により次のとおり農地利用最適化推進委員を募集します。

1 職務内容

担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進（農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための現場活動を行います。

また、毎月1回程度開催される会議に出席するとともに、必要に応じて農業委員会の会議に出席し、報告等をしていただきます。

その他、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

令和7年3月に策定した地域計画に関する目標地図の見直しに向け、各地区の検討会において中心的な役割を担い、タブレット端末を活用した利用意向調査や、遊休農地の調査を行っていただきます。

2 募集人数 20人（区域ごとに募集します）

※区域については、別添の「担当区域一覧」をご覧ください。

3 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

4 身分及び報酬

大垣市の特別職の非常勤職員で、大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づき報酬を支給します。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (2) 市の職員である者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 原則、大垣市に住所を有しない者

6 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 募集期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月2日(月)

(2) 推薦及び応募に係る提出書類

- ① 個人が推薦する場合 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦書）
- ② 団体が推薦する場合 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦書）
- ③ 応募する場合 農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

(3) 推薦及び応募方法

「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、締切日までに大垣市農業委員会事務局へ持参（平日8時30分～17時15分）又は郵送（締切日当日の消印有効）により提出してください。① 個人が推薦する場合（一般推薦書）につきましては、農業者その他の関係者3名以上が推薦してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

推薦及び応募に係る書類は、大垣市農業委員会事務局（市役所本庁舎6階）にて配布するほか、大垣市ホームページからもダウンロードできます。

7 農地利用最適化推進委員候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者の総数が定数の20人を超えた場合、または農業委員会長が必要と認めた場合は、大垣市農業委員会が候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月中に本人宛に郵送通知します。

9 推薦・応募状況の公表

推薦・応募の状況は、募集期間の期間中及び期間終了後に、市のホームページ等で公表します。公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所（町名は公表）、生年月日、印影、連絡先を除くすべての事項が公表となります。

10 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

11 推薦及び応募の問い合わせ先

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市農業委員会事務局
電話（代表）0584-81-4111（内線2532、2533）（直通）0584-47-8614

<別添>

農地利用最適化推進委員の担当区域一覧

区域名	区域	区域の詳細	定数
第1区域	中部	本町1・2丁目、俵町、竹島町、郭町1~4丁目、郭町東1・2丁目、丸の内1・2丁目、御殿町1・2丁目、高屋町1~4丁目、高砂町1・2丁目、栗屋町、桐ヶ崎町、見取町1~4丁目、宮町1・2丁目、東外側町1・2丁目、錦町、歩行町1・2丁目、高橋町1~5丁目、藤江町1~7丁目、伝馬町、岐阜町、清水町、新地町、東長町、代官町、南高橋町1~3丁目、中町、魚屋町、千鳥町1~4丁目、橘町1~4丁目、旭町1~8丁目、今岡町1・2丁目、大池町、田町1~4丁目、南頬町1~5丁目、新町1・2丁目、二葉町1~8丁目、羽衣町1~8丁目、恵比寿町1~3丁目、花園町1~8丁目、世安町1~4丁目、美和町、寺内町1~5丁目、今町1・2丁目、船町1~7丁目、切石町1・2丁目、南切石町1・2丁目、新馬場町、本今町、本今1~6丁目、若森町1~4丁目、久瀬川町1~7丁目、木戸町、南若森町、日の出町1・2丁目、馬場町、番組町1・2丁目、鳩部屋町、西外側町1・2丁目、西長町、神田町1・2丁目、鷹匠町、室町1・2丁目、北切石町1~3丁目、西崎町1~4丁目、室村町1~4丁目、室村町5・7丁目、室本町1~5丁目、木戸町2丁目、南一色町、宝和町、林町1~6丁目、笠木町、笠縫町、河間町1~5丁目、宿地町	1人
第2区域	南杭瀬	外花1~6丁目、割田町、割田1~3丁目、外野町、外野1~4丁目、青柳町、青柳町1~4丁目、南若森町1~3丁目、南若森4~6丁目	1人
第3区域	多芸島	入方1~3丁目、西大外羽町、西大外羽1~4丁目、友江1・2丁目、大外羽1~4丁目、上笠町、上笠1~3丁目、上屋1・2丁目、多芸島町、多芸島1~4丁目、高渕町、高渕1~4丁目	1人
第4区域	安井	禾森1丁目、禾森町2~6丁目、新田町1~5丁目、築捨町1~5丁目、大井1~4丁目、東前町、東前1~5丁目、犬ヶ渕町、長沢町1~10丁目、新長沢町1~5丁目、恵比寿町北4~8丁目、恵比寿町南4~8丁目、鹿島町1~5丁目、住吉町1~5丁目、早苗町1~5丁目、長井町、安井町1~7丁目、江崎町、田口町、間屋町、寿町	1人
第5区域	宇留生	熊野町、熊野町1~5丁目、牧野町1~4丁目、福田町、荒尾町、木呂町、荒尾玉池1・2丁目、古知丸1~4丁目	1人

第6区域	中川	林町7~10丁目、八島町、西之川町1・2丁目、領家町1~3丁目、貝曾根町、楽田町1~8丁目、曾根町、曾根町1~4丁目、中川町1~4丁目、中野町1~5丁目、赤花町1・2丁目、坂下町、北方町、北方町1~5丁目、三津屋町1~5丁目	1人
第7区域	和合	津村町、津村町1~5丁目、大島町1~3丁目、和合本町1・2丁目、和合新町、和合新町1・2丁目、開発町1~5丁目、新開町	1人
第8区域	静里	中曾根町、荒川町、久徳町、静里町、桧町	1人
第9区域	綾里	綾野町、綾野1~6丁目、野口町、野口1~3丁目	1人
第10区域	荒崎	長松町、新長松1~3丁目、十六町、島町	1人
第11区域	洲本	川口1~4丁目、釜笛1~5丁目、外渕1~4丁目、内原1~3丁目、島里1~3丁目	1人
第12区域	浅草	横曾根町、横曾根1~5丁目、浅草1~4丁目、浅中1~3丁目、浅西町、浅西1~4丁目、昭和1丁目	1人
第13区域	川並	今福町、難波野町、馬の瀬町、牧新田町、古宮町、深池町、小泉町、米野町、米野町1~3丁目、平町、直江町	1人
第14区域	三城	三塚町、緑園、鶴見町、今宿1~6丁目、加賀野1~5丁目、小野1~4丁目、東町、東町1~4丁目、波須町、波須1~3丁目、万石町、万石1~3丁目、三本木町、三本木1~4丁目、大村町、大村1・2丁目、上面1~4丁目、中ノ江1~3丁目	1人
第15区域	墨俣	墨俣町墨俣、墨俣町上宿、墨俣町下宿、墨俣町二ツ木、墨俣町先入方、墨俣町さい川、墨俣町さい川堤外地	1人
第16区域	赤坂	赤坂町、赤坂大門1~3丁目、池尻町、興福地町1~4丁目、青木町、草道島町、南市橋町、赤坂新町1~4丁目、枝郷1~5丁目、菅野1~4丁目、神明1~6丁目、赤坂新田1~3丁目、赤坂東町	1人
第17区域	青墓	青野町、青墓町、青墓町1~5丁目、榎戸町1~3丁目、矢道町1~3丁目、昼飯町、稻葉東1~3丁目、稻葉西1・2丁目、稻葉北1~3丁目	1人
第18区域	牧田・一之瀬	上石津町牧田、上石津町乙坂、上石津町一之瀬	1人
第19区域	多良	上石津町下多良、上石津町上鍛治屋、上石津町谷畑、上石津町奥、上石津町祢宜上、上石津町宮、上石津町上原、上石津町三ツ里、上石津町上多良、上石津町前ヶ瀬、上石津町西山、上石津町宮祢宜上入会、上石津町宮三ツ里入会、上石津町上	1人

		多良前ヶ瀬入会	
第20区域	時	上石津町下山、上石津町打上、上石津町堂之上、上石津町上、 上石津町細野、上石津町時山	1人